

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和4年9月30日（金）午後4時56分～午後6時29分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金室長補佐が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において労働者側からは、乗用車販売は半導体不足などに伴い納車の遅れが長期化していることから、前年度を下回っているものの受注は好調となっており、徐々に回復していること。労働環境の改善や報酬アップなどの取り組みをしなければ、人材確保はおろか従業員の外部流出に歯止めをかけることはできないこと。基礎調査結果において、時間当たりの所定賃金額が1,000円以上の労働者が90%となっていることや、時間当たりの平均賃金額は1,480円となっていること。以上のことなどから、引上げ額40円が提示された。 一方、使用者側委員からは、自動車業界も苦境に立たされており、来年秋以降でないと回復しない見込みであること。鋼材価格の上昇、カーボンニュートラルやウクライナ情勢等々により自動車を取り巻く環境は厳しいこと。大きなディーラーのみでなく、小さいところも考慮する必要があること。以上のことなどから、現在の904円に賃金改定状況調査の第4表③の賃金上昇率2.4%を乗じた引上げ額21円が提示された。 その後協議した結果、引上げ額を労働側は35円を再提示、使用者側は再提示を保留し、帰って協議したいとのことであり、次回審議に持ち越しとなった。			

5 部会長が、次回も金額審議となることから、専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明し、閉会とした。